

○ 処分請訓規程

平成17年8月15日法務省刑総訓第1045号
大臣訓令，検事総長，検事長，検事正あて

改正 平成26年12月 9日法務省刑総訓第8号

処分請訓規程

第1条 次の各号に掲げる罪に係る事件について，起訴又は不起訴の処分を行う場合には，あらかじめ検事長の指揮を受けなければならない。

- (1) 外患に関する罪
- (2) 国交に関する罪
- (3) 外国の君主若しくは大統領又は外国の使節に対して犯した罪
- (4) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第6条及び第7条の罪
- (5) 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）違反の罪
- (6) 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）違反の罪

2 前項の規定により検事長の指揮を請うた場合には，速やかに検事総長及び法務大臣にその旨を報告しなければならない。

第2条 処分について急速を要するときは，前条の規定にかかわらず，直接検事総長の指揮を受けることができる。

2 前項の規定により検事総長の指揮を請うた場合には，直ちに検事長及び法務大臣にその旨を報告しなければならない。

第3条 検事長が第1条の規定による指揮をする場合には，あらかじめ検事総長の指揮を受けなければならない。

2 内乱に関する罪に係る事件について，起訴又は不起訴の処分を行う場合にも，また前項と同様とする。

3 前項の規定により検事総長の指揮を請うた場合には，速やかに法務大臣にその旨を報告しなければならない。

第4条 検事総長が前2条の規定による指揮をする場合には，あらかじめ法務大臣の指揮を受けなければならない。

2 検事総長が前2条の規定による指揮をした場合には，速やかに法務大臣にその旨を報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成26年12月9日法務省刑総訓第8号）

この訓令は、平成26年12月10日から施行する。